

制限付き一般競争入札による市有財産の売却  
対象物案内（入札案内書）

## 旧運転免許センター上越支所敷地に存する土砂

[上越市柿崎区直海浜]

令和8年8月6日

上越市 総合政策部 柿崎区総合事務所

## 入札受付から対象物明渡しまでの流れ

※詳しい内容については、本文をお読みください。

### ① 入札書の提出・開札

受付期間：令和 8 年 8 月 6 日（木）から令和 8 年 9 月 4 日（金）午後 5 時まで  
（土・日・祝日を除く。午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（最終日は午後 5 時））

提出場所：上越市柿崎区総合事務所（総務地域振興グループ 2 階）

開札日時：令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 2 時

開札場所：柿崎区総合事務所 2 階 201 会議室

### ② 結果の通知

開札結果を令和 8 年 9 月 11 日（金）頃までに入札者へ通知します。

### ③ 契約の締結

結果を通知した日の翌日から起算して7 日以内に契約を締結しなければなりません。

### ④ 売買代金の納付

支払期日等は、売買契約時に定めます。（支払期限は、原則、契約締結日から 30 日以内で設定します。）

### ⑤ 土砂の採取及び表土埋戻し、整地

売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、所有権が移転した日から、令和 9 年 3 月 31 日（水）までの間で、土砂の採取、場外搬出、表土の埋戻し、整地を完了させてください。

### ⑥ 売払数量の確定

対象地から場外に搬出して算出した総量をもって売払数量とし、支払い金額を算出します。売払数量は、市が別途指定する方法において市の立会のもと確定します。

### ⑦ 精算

売払数量の確定後、速やかに納付済みの売買代金の精算をおこなうものとします。

— 目次 —

|    |                            |       |     |
|----|----------------------------|-------|-----|
| 1  | 制限付き一般競争入札に付するもの . . . . . | 1     | ページ |
| 2  | 入札参加資格 . . . . .           | 1     | ページ |
| 3  | 入札書の提出について . . . . .       | 1～2   | ページ |
| 4  | 売却先の決定方法（入札書開札）について . .    | 2     | ページ |
| 5  | 開札結果の通知 . . . . .          | 2     | ページ |
| 6  | 売買契約の締結 . . . . .          | 2     | ページ |
| 7  | 売買代金の納入 . . . . .          | 2     | ページ |
| 8  | 土砂の採取 . . . . .            | 2～3   | ページ |
| 9  | 計量・精算 . . . . .            | 3     | ページ |
| 10 | その他注意事項 . . . . .          | 3     | ページ |
| 11 | 位置図・現況写真 . . . . .         | 4～6   | ページ |
| 12 | 入札心得書 . . . . .            | 7     | ページ |
| 13 | 入札書 . . . . .              | 8～10  | ページ |
| 14 | 市有財産売買契約書 . . . . .        | 11～13 | ページ |

（別紙 1）所在地一覧

（別紙 2）旧運転免許センター上越支所敷地に存する土砂の売却に関する特記事項

（別紙 3）計画平面図

（別紙 4）標準断面図

## 制限付き一般競争入札による市有財産売却のご案内

この売払対象物の入札参加希望者は、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

### 1 制限付き一般競争入札に付するもの

#### (1) 売却対象物

旧運転免許センター上越支所敷地に存する土砂

#### (2) 売払対象物の内容

| 所在地               | 地積 (m <sup>2</sup> ) | 種別 | 想定数量 (m <sup>3</sup> ) |
|-------------------|----------------------|----|------------------------|
| 上越市柿崎区直海浜 1174-2  | 34, 686 32           | 土砂 | 21,000 00              |
| 上越市柿崎区直海浜 1174-3  |                      |    |                        |
| 上越市柿崎区直海浜 1176-1  |                      |    |                        |
| 上越市柿崎区直海浜 1360-1  |                      |    |                        |
| 上越市柿崎区直海浜 1360-2  |                      |    |                        |
| 上越市柿崎区直海浜 1361-1  |                      |    |                        |
| 上越市柿崎区直海浜 1398-2  |                      |    |                        |
| 上越市柿崎区直海浜 1398-3  |                      |    |                        |
| 上越市柿崎区直海浜 1400-2  |                      |    |                        |
| 上越市柿崎区馬正面 1177-19 |                      |    |                        |

\* 売払数量はあくまで概数であるため、実際の数量が概数に満たない場合があります。

#### (3) 最低売却価格

3,465,000 円 (うち消費税 315,000 円)

\* 単価: 165 円/m<sup>3</sup> (うち消費税 15 円)

\* 最低売却価格未満では落札できません。

### 2 入札参加資格

- (1) 上越市建設工事入札参加資格審査規程において、土木工事の入札に参加する資格を認められたもの。
- (2) 砂利採取法に基づく砂利採取業者に登録されているほか、砂利採取事業主任者の配置が可能である市内に本社を置く事業者であること。
- (3) 砂の販売を行うにあたり、砂の混入物を取り除き製品化できる設備を有している事業者であること。

### 3 入札書の提出について

令和 8 年 8 月 6 日 (木) から令和 8 年 9 月 4 日 (金) 午後 5 時まで (土・日・祝日を除く。午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (最終日は午後 5 時)) に、入札書 (8～

10 ページ) を柿崎区総合事務所(総務地域振興グループ)までお持ちいただくか、郵送でお送りください。なお、郵送の場合は、9月4日(金)午後5時までに必着とします。

#### 4 売却先の決定方法(入札書開札)について

入札書を開札し、市があらかじめ決めた最低売却価格以上の金額で、最も高い金額で応札した者を落札者(対象物購入者)とします。

(1) 開札日: 令和8年9月7日(月)午後2時

(2) 場 所: 柿崎区総合事務所 2階 201会議室

\*落札となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、当該入札者のくじ引きによって落札者(対象物購入者)を決定します。このとき、開札に入札者が出席した場合は当該入札者からくじを引いていただきます。また、当日入札者が欠席の場合は、市職員が代理でくじを引きますので、あらかじめご承知おきください。

(3) 入札による落札後、落札者が契約の締結を辞退する場合は、次点者を対象物購入者とするものとします。

#### 5 開札結果の通知

開札の結果は、入札者全員に通知します。

\*入札結果(入札参加者数、落札者名、落札者住所、落札金額)は市ホームページで公表します。

#### 6 売買契約の締結

(1) 対象物購入者として通知された者は、結果を通知した日の翌日から起算して7日以内に市と売買契約を締結するものとします。

(2) 売買契約の締結期限までに契約を締結しない場合は、契約の権利は無効となります。

(3) 前記により契約の権利が無効となった場合には、予定価格以上の次点の者と契約します(さらに無効が生じた場合も価格順に権利者を決定し同様に扱います)。

(4) 売買契約は、入札書に記載された名義で行います。

#### 7 売買代金の納入

(1) 売買代金の支払いの方法及び期日等は、売買契約で定めます。(支払期限は、契約締結日から30日以内で設定します)。

(2) 売買代金は、上越市が指定する金融機関の口座へ入金してください。なお、振込手数料は対象物購入者の負担になります。

(3) 売買代金を納入期限までに完納しない場合は、売買契約は解除となります。

#### 8 土砂の採取

所有権の移転日から令和9年3月31日(水)までの間で、土砂の採取、場外搬出、表土の埋戻し、整地を完了させてください。

なお、土砂の採取にあたっては、(別紙 2) 旧運転免許センター上越支所敷地に存する土砂の売却に関する特記事項に記載の事項を遵守してください。

## 9 計量・精算

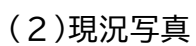
対象地から場外に搬出して算出した総量をもって売払数量とし、支払い金額を算出します。売払数量は、市が別途指定する方法において、市の立会のもと確定するものとします。販売数量の確定後、速やかに既に納付済みの売買代金の精算を行います。

## 10 その他注意事項

- (1) 売買条件等の詳細は、(別紙 2) 旧運転免許センター上越支所敷地に存する土砂の売却に関する特記事項をご覧ください。
- (2) 対象物購入者は、土砂採取量確定後、売却対象物に数量の不足、品質上の問題、その他契約の内容に適合しないことを発見しても、契約内容不適合を理由とする追完請求、代金減額請求、契約解除、損害賠償請求等を行うことはできません(市は売却対象物の品質等に係る問題について一切の責任を負いません)。
- (3) 入札参加者は、砂利採取法等の各種法令及び関連規則等について、あらかじめ自身で関係機関等に十分に確認のうえ申請ください。

(1) 対象地

〔位置図〕



A wide-angle photograph of a gravelly, open field. In the foreground, a metal grate is visible on the left side, partially covered by green and brown vegetation. The ground is covered in grey gravel and patches of dry, yellowish-brown grass. In the background, a dense line of trees, mostly bare, stretches across the horizon under a clear, light blue sky. A small portion of a building is visible on the far left edge.

【売却対象物全体②】対象地北東より



【土砂】



※土砂が露出している箇所を映したものです。当該地全てがこのような状況ではありません。

【工作物等】

消雪パイプ



側溝



電柱



## 12 入札心得書

### 入 札 心 得 書

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、本入札心得書を熟読の上、入札してください。

#### 1 入札の方法

- （１） 入札書の提出は、封筒に封入の上、封筒の封皮には住所・氏名及び「入札書在中」と記入してください。封筒の大きさは自由です。
- （２） 入札書は、その事由いかににかかわらず、引換え、変更又は取り消しはできません。

#### 2 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- （１） 入札参加資格を有しない者による入札
- （２） 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- （３） 同一の入札者が２つ以上の入札をしたときは、その全部の入札
- （４） 入札書の押印を必要とする場所に押印のない入札
- （５） 入札書の金額を訂正した入札
- （６） 脅迫による入札
- （７） 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと入札執行職員が認める場合において全部の入札

#### 3 落札者の決定方法

- （１） 予定価格以上で最高価格を入札された者を落札者として決定します。
- （２） 落札となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、当該入札者のくじ引きによって落札者を決定します。
- （３） 落札者が、結果通知の日の翌日から起算して７日以内に契約を締結しないときは、契約の権利は無効になります。
- （４） 上記により契約の権利が無効となった場合には、予定価格以上の次点の者と契約するものとし、さらに無効が生じた場合は、価格順に権利者を決定し同様に扱います。

#### 4 契約に関する事項

- （１） 売買代金が完納したときに、所有権の移転があったものとします。

#### 5 その他

- （１） 開札後、入札調書を公表します。入札参加者の氏名及び入札金額が公開されますので、あらかじめご承知おきください。

## 13 入札書

# 入 札 書

令和 年 月 日

(宛先) 上越市長

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和8年8月6日付け入札案内書に記載の内容を承知し、以下のとおり入札します。

### 1 入札対象物（下記所在地に存する土砂）

| 所在地                    | 地積（㎡）     | 備考            |
|------------------------|-----------|---------------|
| 上越市柿崎区直海浜 1174-2 他 9 筆 | 34,686 32 | 別紙1 所在地一覧のとおり |

### 2 入札金額

| 単位 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
|    |   |   |   |   |   |   |   |   |

※入札金額の頭に「¥」マークを付けてください。

## <入札書記載例>

### 入 札 書

提出日を記載ください。

令和 8 年 月 日

(宛先) 上越市長

住所 上越市△△町○丁目○番○号

商号又は名称 ■■株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 上越 太郎 印

必ず押印ください。(法人の場合は代表者印)

令和 8 年 8 月 6 日付入札案内書に記載の内容を承知し、以下のとおり入札します。

#### 1 入札対象物 (下記所在地に存する土砂)

| 所在地                    | 地積 (㎡)    | 備考             |
|------------------------|-----------|----------------|
| 上越市柿崎区直海浜 1174-2 他 9 筆 | 34,686 32 | 別紙 1 所在地一覧のとおり |

#### 2 入札金額

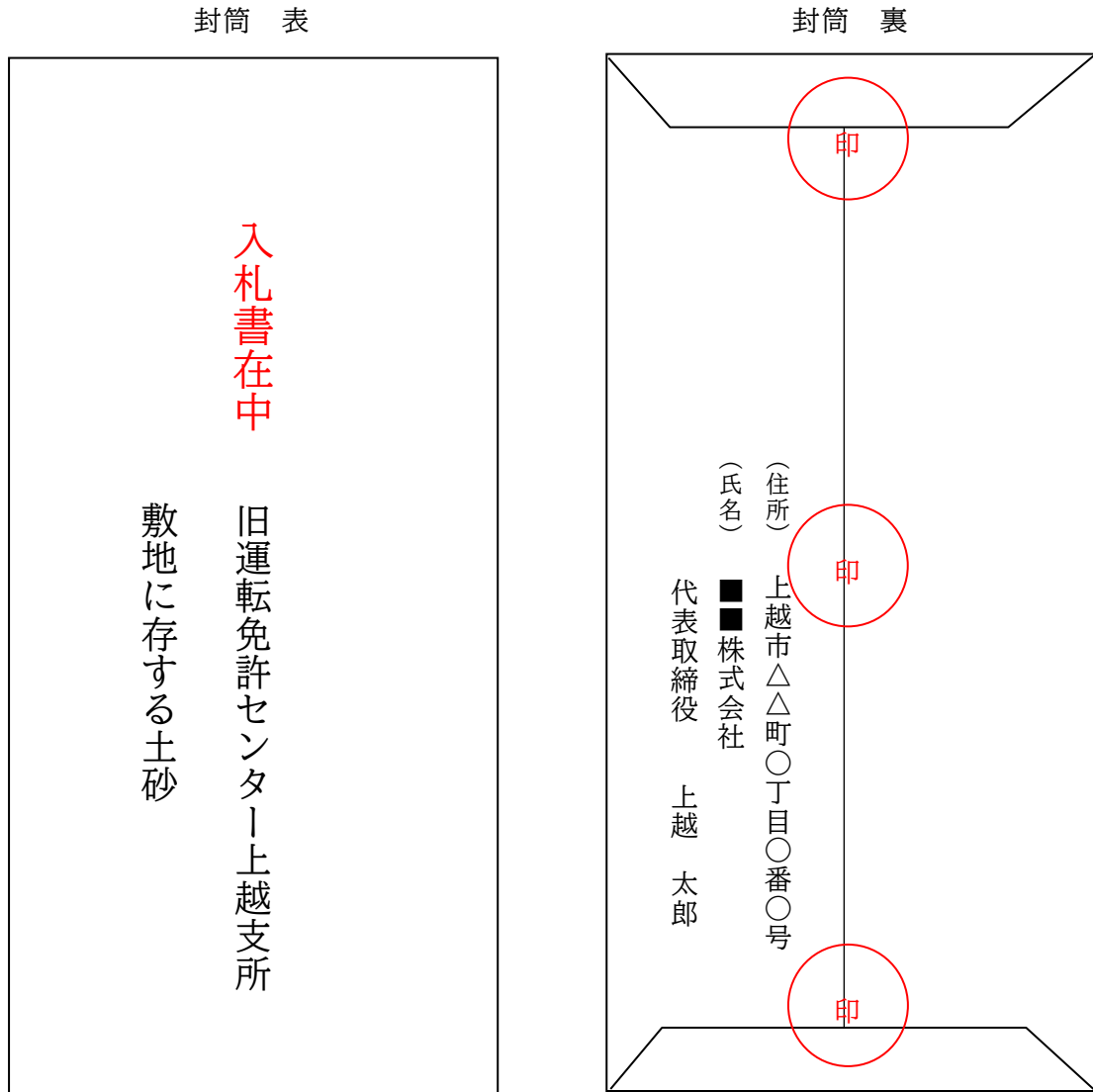
最低売却価格以上の金額を記載ください。

| 単位 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|
|    | ¥ | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※入札金額の頭に「¥」マークを付けてください。

価格は税抜きで記載してください。

## ＜封筒記載例＞



※封筒の種類、大きさ、色は自由ですが、外部から中が見えないよう留意ください。

※表面に「入札書在中」と朱書きで記載ください。

※封印は「入札書」に押印した印鑑を使用ください。

## 14 市有財産売買契約書

### 市有財産売買契約書

売主上越市（以下「甲」という。）と買主●●●●（以下「乙」という。）とは、旧運転免許センター上越支所敷地（以下「対象地」という。）に存する土砂の売払いに関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買対象物）

第2条 甲は、下表に記載の対象地に存する土砂（以下「売買対象物」という。）を乙に売り渡すものとする。

| 所在地                    | 地積（㎡）   |    | 備考            |
|------------------------|---------|----|---------------|
| 上越市柿崎区直海浜 1174-2 他 9 筆 | 34,686. | 32 | 別紙1 所在地一覧のとおり |

2 売買対象物は、別紙2 旧運転免許センター上越支所敷地に存する土砂の売却に関する特記事項、別紙3 計画平面図及び別紙4 標準断面図のとおりとする。

（売買条件）

第3条 本件売買に係る売買条件は、別紙2 特記事項に定めるとおりとする。

（売買金額）

第4条 売買代金は、●●●●●●●●円とする。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は、前条の売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和●年●月●日までに、甲に支払わなければならない。

2 乙は、前項の納付期日までに、売買代金を支払わないときは、当該代金に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（上越市督促及び延滞金徴収条例（昭和46年上越市条例第98号）において延滞金の割合の特例を適用する間は、当該特例の割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金を甲に支払わなければならない。

（売払数量の確定と売買金額の精算）

第6条 乙は、対象地から場外に搬出した土砂の総量について、甲が別途指定する方法において、甲乙立会のもと売払数量を確定するものとする。

2 甲は、売払数量の確定後速やかに、売買代金の精算を行うものとする。

(所有権の移転)

第7条 売買対象物の所有権は、乙が売買代金を完納したときに、乙に移転する。

(対象地の明け渡し)

第8条 対象地の明け渡しは、前条の規定により、売買対象物の所有権が、乙に移転したときに、乙に対し、現状有姿で明け渡しがあったものとする。

(危険負担)

第9条 この契約締結の日から前条に規定する明け渡しまでの間に発生した損失は、甲の負担とし、明け渡し以後に発生した損失は乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、この契約締結後、売買対象物の数量不足、品質上の問題、地中に埋設された残置物の発見など、契約内容に適合しないことを発見した場合であっても、追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約の解除又はその他一切の請求をすることができないものとする。

(法令等の遵守)

第11条 甲及び乙は、本契約の履行に当たり、関連する法令を遵守するものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。

2 乙は、甲乙いずれの責めによらない地震、台風、津波等の天災及びその他の不可抗力により、本契約の全部または一部の履行が遅滞または履行が不能になった場合は、契約を解除することができる。

3 前項の規定により、乙が契約を解除したときは、甲乙協議のうえ、対象地を原状に回復して返還しなければならない。

(有益費等の請求権放棄)

第13条 乙は、前条の規定により、甲がこの契約を解除した場合は、売買対象物に係る必要経費、有益費その他一切の費用を甲に請求することはできないものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第14条 乙はこの契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

(合意管轄)

第15条 この契約に関する訴訟については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、法令の定めるところによるもののほか、甲乙双方協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を称するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 新潟県上越市木田一丁目1番3号  
上越市長 小菅 淳一

乙